

令和5年12月13日

令和5年第4回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	18	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	3
議案	67	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	68	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	5
〃	69	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	23
〃	70	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	24
〃	71	損害賠償の額を決定する件	25
〃	72	損害賠償の額を決定する件	25
〃	73	令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第7号）の件	26
〃	74	令和5年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	31
〃	75	貝塚市監査委員の選任について同意を求める件	32

報告第 18 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものである
ので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和 5 年 8 月 14 日、本市澤の老人ホーム敷地内において、本市職員が運転する消防自動車
が、浄化槽のマンホール上を通過した際、当該マンホールを損壊させた事故について、次の
とおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 499,000円
- 2 損害賠償の相手

[Redacted]

令和 5 年 11 月 21 日処分

貝塚市長 酒 井 了

議案第 67 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 18 年貝塚市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスク
をもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」
に改め、同項中第 80 号を第 82 号とし、第 10 号から第 79 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 9 号中「
の閲覧 350 円」を「を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内
容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円」
に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 8 号中「又は」を「の交付、」に改め、「交付」の次に「又
は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「350 円。ただ

し、」を「350円（）」に、「同規則」を「同令」に、「1,400円とする。」を「1通につき1,400円）」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

第2条第1項第5号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第3条第3項中「前条第1項第15号及び第16号」を「前条第1項第17号及び第18号」に改め、同条第4項中「前条第1項第17号」を「前条第1項第19号」に改め、同条第5項中「前条第1項第39号」を「前条第1項第41号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 68 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件
貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。
令和5年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例
(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第1条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「、「100分の67.5」を「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」に改め、同条第4項中「、「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第29条の4第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第3を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第4の1の項中「375,000円」を「380,000円」に改め、同表2の項中「422,000円」を「427,000円」に改め、同表3の項中「472,000円」を「477,000円」に改め、同表4の項中「533,000円」を「539,000円」に改める。

第2条 貝塚市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「、「100分の68.75」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「、「100分の170」に改める。

第29条の4第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例(昭和32年貝塚市条例第365号)の一部を次のように改正する。

別表第5(ア) 行政職初任給基準表中	「	初任給	「	初任給
		191,700円		202,400円
		175,300円		187,300円
		164,100円		176,100円
		185,200円	を	196,200円

175,300円	187,300円
164,100円	176,100円
158,900円	170,900円
153,500円	165,500円

に改め、別表第5(イ) 医療職初任給基準表を次のように改める。

(次のよう 別記)

(貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年貝塚市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第26条第1項中「100分の125」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の135」と」を加える。

別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例(次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例別表第5の規定及び第4条の規定による改正後の貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項及び第4項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日(次項において「切替日」という。)から適用する。
(切替え期間中に退職した職員の給与の取扱い)
- 3 切替日からこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日までの間において退職(失職及び免職を含む。ただし、退職の日又はその翌日に再び職員となった者及び切替日から施行日の前日までの間において地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17(他の規定により準用される場合を含む。)の規定による派遣の期間が終了した職員を除く。)をした職員の切替日以後その退職をした日までの期間に係る給与の額は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の貝塚市職員給与条例又は第4条の規定による改正前の貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第3（第6条関係）

（ア） 事務、技能職給料表

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	410,300	406,800	323,100	323,100	258,700	258,700	196,200	162,100
短時間	2	412,700	409,000	325,300	325,300	259,900	259,900	197,900	163,200
勤務職	3	415,200	411,300	327,500	327,500	261,100	261,100	199,400	164,400
員以外	4	417,600	413,500	329,500	329,500	262,300	262,300	200,900	165,500
の職員	5	419,500	415,400	331,500	331,500	263,600	263,600	202,400	166,600
	6	421,600	417,300	333,500	333,500	264,900	264,900	203,800	167,700
	7	423,700	419,200	335,400	335,400	266,200	266,200	205,200	168,800
	8	425,900	421,200	337,300	337,300	267,600	267,600	206,600	169,900
	9	427,800	423,100	339,200	339,200	271,600	271,600	208,000	170,900
	10	429,900	424,800	341,200	341,200	273,200	273,200	209,700	172,300
	11	432,000	426,500	343,200	343,200	274,700	274,700	211,400	173,600
	12	433,900	428,100	345,200	345,200	276,300	276,300	212,900	174,900
	13	435,600	429,800	347,000	347,000	277,800	277,800	214,400	176,100
	14	437,400	431,100	349,000	349,000	279,500	279,500	216,200	177,600
	15	439,300	432,400	350,900	350,900	281,300	281,300	217,900	179,100
	16	441,200	433,900	352,800	352,800	283,100	283,100	219,600	180,700
	17	443,000	435,300	354,500	354,500	284,800	284,800	221,100	181,800
	18	444,800	437,000	356,500	356,500	286,700	286,700	222,600	183,200
	19	446,600	438,700	358,300	358,300	288,500	288,500	224,100	184,600
	20	448,300	440,300	360,200	360,200	290,300	290,300	225,600	186,000
	21	450,100	442,000	362,100	362,100	292,100	292,100	226,800	187,300
	22	451,600	443,000	365,500	364,000	293,700	293,700	228,200	189,600
	23	453,000	443,900	368,100	365,900	295,100	295,100	229,600	191,800
	24	454,500	444,900	370,500	367,800	296,500	296,500	231,000	194,000
	25	455,900	446,000	372,900	369,700	298,000	298,000	232,400	196,200
	26	457,200	446,900	374,800	371,600	300,000	300,000	234,000	197,900
	27	458,500	447,800	377,300	373,500	302,000	302,000	235,500	199,400
	28	459,700	448,700	379,600	375,400	303,800	303,800	236,900	200,900

29	460,700	449,900	382,100	376,900	305,500	305,500	240,900	202,400
30	461,400	450,600	384,500	378,700	307,400	307,400	242,400	203,800
31	462,200	451,400	387,100	380,500	309,300	309,300	243,800	205,200
32	462,900	452,100	389,700	382,100	311,100	311,100	245,200	206,600
33	463,600	453,000	392,300	383,800	312,800	312,800	246,400	208,000
34	464,400	453,700	394,600	385,200	314,800	314,800	248,000	209,700
35	465,100	454,300	396,900	386,600	316,800	316,800	249,500	211,400
36	465,700	454,800	399,100	388,000	318,700	318,700	250,900	212,900
37	466,200	455,300	401,400	389,400	320,400	320,400	252,000	214,400
38	466,800	455,800	403,200	390,600	322,400	322,400	253,400	216,200
39	467,400	456,300	405,100	391,800	324,400	324,400	254,900	217,900
40	468,000	456,800	407,000	392,800	326,400	326,400	256,200	219,600
41	468,500	457,300	408,800	393,900	333,400	327,600	257,500	221,100
42	469,000		410,600	395,100	335,400	329,600	258,700	222,600
43	469,400		412,400	396,200	337,400	331,500	259,900	224,100
44	469,700		414,200	397,300	339,300	333,500	261,100	225,600
45	470,000		416,000	398,000	340,700	335,400	262,300	226,800
46			417,600	398,700	342,600	337,300	263,600	228,200
47			419,100	399,400	344,500	339,200	264,900	229,600
48			420,600	400,100	346,400	341,100	266,200	231,000
49			422,100	400,700	348,000	342,900	267,600	232,400
50			423,600	401,300	349,900	344,800	269,100	234,000
51			424,900	401,800	351,700	346,600	270,700	235,500
52			426,200	402,200	353,500	348,400	272,200	236,900
53			427,400	402,600	355,300	349,900	273,800	238,100
54			428,600	402,900	357,100	351,300	275,500	239,700
55			429,900	403,200	358,800	352,700	277,100	241,200
56			431,200	403,500	360,500	354,200	278,700	242,600
57			432,400	403,800	361,900	355,700	280,300	243,600
58			433,600	404,100	363,200	356,500	281,800	245,100
59			434,400	404,400	364,500	357,500	283,300	246,400
60			435,200	404,700	365,900	358,500	284,800	247,600
61			436,000	405,000	367,000	359,400	285,900	248,700

62			436,600	405,300	367,900	360,500	287,500	249,700
63			437,300	405,600	368,900	361,400	289,000	250,600
64			438,000	405,900	370,000	362,400	290,500	251,500
65			438,700	406,200	370,800	363,300	291,900	252,400
66			439,500	406,500	371,700	364,000	293,500	253,300
67			440,300	406,800	372,600	364,700	295,100	254,100
68			440,700	407,100	373,400	365,300	296,700	254,900
69			441,400	407,300	374,200	365,700	298,200	255,600
70			441,900	407,600	375,000	366,300	299,800	256,700
71			442,300	407,900	375,800	367,000	301,300	257,900
72			442,700	408,100	376,500	367,700	302,800	259,000
73			443,100	408,300	377,200	368,000	304,400	260,200
74			443,500	408,600	377,900	368,700	306,000	261,400
75			443,900	408,900	378,600	369,400	307,600	262,500
76			444,300	409,100	379,300	370,000	309,100	263,600
77			444,600	409,300	379,800	370,300	310,000	264,700
78			444,900		380,400	370,900	311,500	265,800
79			445,300		381,000	371,600	313,000	266,900
80			445,600		381,700	372,200	314,600	267,900
81			445,900		382,100	372,500	316,200	268,900
82			446,200		382,800	373,100	317,800	269,900
83					383,400	373,800	319,300	270,900
84					384,000	374,400	320,800	271,800
85					384,400	374,800	322,200	272,700
86					385,000	375,300	323,400	273,600
87					385,600	375,900	324,500	274,500
88					386,200	376,400	325,600	275,400
89					386,600	376,900	326,300	276,300
90					387,100	377,500	327,200	277,200
91					387,600	378,000	328,000	278,100
92					388,200	378,300	328,800	279,000
93					388,500	378,700	329,600	280,000
94					388,900	379,200	330,000	281,000

95					389,300	379,600	330,600	281,900
96					389,700	380,000	331,300	282,800
97					390,000	380,400	332,100	283,300
98					390,300	380,900	332,800	284,000
99					390,600	381,300	333,500	284,700
100					390,800	381,700	334,100	285,600
101					391,000	382,000	334,600	286,600
102					391,300	382,400	335,200	287,400
103					391,600	382,700	335,700	288,200
104					391,800	383,000	336,300	289,000
105					392,000	383,300	336,600	289,700
106					392,300	383,700	337,100	290,200
107					392,600	384,000	337,500	290,600
108					392,800	384,300	337,900	291,000
109					393,000	384,600	338,300	291,200
110					393,300	385,000	338,800	291,500
111					393,600	385,300	339,300	291,700
112							339,800	292,000
113							340,100	292,200
114							340,500	292,400
115							341,000	292,700
116							341,400	292,900
117							341,700	293,200
118							342,100	293,500
119							342,600	293,800
120							343,000	294,100
121							343,200	294,400
122							343,600	294,800
123							344,100	295,100
124							344,500	295,500
125							344,700	295,700
126							345,100	295,900
127							345,500	296,200

	128							345,800	296,600
	129							346,100	296,800
	130							346,500	297,100
	131							346,900	297,500
	132							347,300	297,900
	133							347,800	298,100
	134							348,200	298,400
	135							348,600	298,800
	136							349,000	299,100
	137							349,500	299,300
	138							349,900	
	139							350,200	
	140							350,500	
	141							351,000	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員				290,700	275,600	256,200	236,200	216,200	

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

(イ) 医療職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	534,000	474,700	406,900	346,600	274,100
2	537,100	477,000	409,600	349,600	277,600
3	540,200	479,200	412,100	352,400	281,100
4	543,300	481,500	414,700	355,300	284,500
5	546,400	483,700	417,100	357,800	288,100
6	549,500	485,800	419,100	360,800	291,600
7	552,600	488,000	420,900	363,800	295,200
8	555,700	490,000	422,800	366,600	298,700
9	558,800	491,900	424,600	368,700	302,200
10	561,900	494,000	427,300	371,200	306,100
11	565,000	496,100	429,800	373,900	310,000
12	568,100	498,200	432,200	376,400	313,600
13	571,200	500,300	434,400	379,100	317,200
14	574,300	502,200	436,900	382,500	320,700
15	577,400	504,300	438,900	385,500	324,200
16	580,300	506,400	441,000	388,800	327,700
17	582,700	508,300	443,000	391,800	331,300
18	585,100	510,300	445,200	394,400	335,000
19	587,500	512,300	447,400	396,800	338,400
20	589,700	514,100	449,500	399,300	341,700
21	591,200	515,900	450,900	401,900	345,000
22	592,700	517,700	453,300	403,900	347,500
23	594,200	519,500	455,600	405,500	350,000
24	595,700	521,300	457,800	407,100	352,300
25	596,800	522,900	459,800	408,800	354,400
26	597,900	524,700	462,100	411,000	356,100
27	598,800	526,500	464,300	413,100	357,800
28	600,000	528,300	466,600	415,100	359,600
29	601,000	529,900	468,700	417,200	361,500

30	602,000	531,700	470,900	419,300	363,700
31	603,000	533,500	473,200	420,900	365,800
32	604,000	535,300	475,300	422,600	367,800
33	605,000	536,900	477,100	424,500	369,700
34	606,000	538,700	479,200	426,000	371,900
35	607,000	540,400	481,300	427,800	374,000
36	608,000	542,100	483,300	429,600	376,000
37	609,000	543,700	485,400	431,500	378,000
38	610,000	545,300	487,100	433,500	378,700
39	611,000	546,700	488,900	435,300	379,300
40	612,000	548,300	490,700	437,200	380,000
41	613,000	549,800	492,300	439,000	380,900
42		551,200	494,100	440,700	382,200
43		552,600	495,900	442,400	383,500
44		553,900	497,500	444,200	384,800
45		555,100	498,900	446,000	385,600
46		556,100	500,600	447,800	386,400
47		557,100	502,400	449,500	387,200
48		558,100	504,100	451,200	387,700
49		559,100	505,600	452,800	388,500
50		560,000	506,900	454,500	389,300
51		560,900	508,200	456,200	390,000
52		561,800	509,500	457,900	390,700
53		562,600	510,500	459,800	391,400
54		563,500	511,800	461,000	392,300
55		564,400	513,100	462,200	393,000
56		565,300	514,400	463,400	393,600
57		566,200	515,400	464,400	394,100
58		567,100	516,200	465,400	394,600
59		568,000	517,000	466,300	395,000
60		568,700	517,800	467,100	395,400
61		569,600	518,700	467,900	395,700
62		570,500	519,500	468,600	

63		571,400	520,400	469,300	
64		572,300	521,200	469,900	
65		573,200	522,100	470,600	
66			523,000	471,300	
67			523,700	471,900	
68			524,600	472,500	
69			525,500	472,800	
70			526,300	473,400	
71			527,200	474,100	
72			528,100	474,800	
73			528,900	475,200	
74			529,800	475,800	
75			530,700	476,500	
76			531,400	477,200	
77			532,200	477,600	
78			533,100	478,200	
79			534,000	478,800	
80			534,900	479,300	
81			535,700	479,900	
82			536,600	480,400	
83			537,500	480,900	
84			538,400	481,400	
85			539,200	481,800	
86			540,100	482,400	
87			541,000	482,800	
88			541,900	483,300	
89			542,700	483,800	
90				484,400	
91				485,000	
92				485,400	
93				485,900	
94				486,500	
95				487,100	

96				487,600	
97				488,100	

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師（別表第4の2イ 医療職給料表等級別職務基準表の適用を受ける者）に適用する。

別表第5（第9条関係）

（イ）医療職初任給基準表

職務区分 \ 学歴区分	学歴・免許等の資格区分	初任給
医 師	博士課程修了	347,500 円
	医大卒	306,100 円
薬 剤 師	大学卒（6年制）	224,100 円
	大学卒（4年制）	202,400 円
栄 養 士	大学卒	202,400 円
	短大2卒	187,300 円
看 護 師	大学卒	202,400 円
	短大3卒（A）	196,200 円
	短大2卒（B）	187,300 円
	高校卒（C）	176,100 円
	養成所卒（D）	170,900 円
看護助手	高校卒	176,100 円

注

- 1 院長、副院長その他役付職員は、他の職員との権衡を考慮して定める。
- 2 看護師の学歴・免許等の資格区分のうち、AからDまでの区分は、次に定めるところによる。
 - A 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号又は第3号に規定する学校又は養成所（新高卒を入学資格とする3年制）の卒業者
 - B 保健師助産師看護師法第21条第2号又は第3号に規定する学校又は養成所（旧中学5卒を入学資格とする3年制）の卒業者
 - C 保健師助産師看護師法第22条第1号に定める学校の卒業生（新高卒で同条第2号に該当する養成所の卒業生を含む。）
 - D Cに規定する者以外の准看護師の資格を有する者

別表（第3条、第18条関係）

号給	給料月額
	円
1	148,900
2	150,000
3	151,100
4	152,200
5	153,300
6	154,400
7	155,500
8	156,600
9	157,700
10	158,800
11	159,900
12	161,000
13	162,100
14	163,200
15	164,400
16	165,500
17	166,600
18	167,700
19	168,800
20	169,900
21	170,900
22	172,300
23	173,600
24	174,900
25	176,100
26	177,600
27	179,100
28	180,700
29	181,800
30	183,200

31	184,600
32	186,000
33	187,300
34	189,600
35	191,800
36	194,000
37	196,200
38	197,900
39	199,400
40	200,900
41	202,400
42	203,800
43	205,200
44	206,600
45	208,000
46	209,700
47	211,400
48	212,900
49	214,400
50	216,200
51	217,900
52	219,600
53	221,100
54	222,600
55	224,100
56	225,600
57	226,800
58	228,200
59	229,600
60	231,000
61	232,400
62	234,000
63	235,500

64	236,900
65	238,100
66	239,700
67	241,200
68	242,600
69	243,600
70	245,100
71	246,400
72	247,600
73	248,700
74	249,700
75	250,600
76	251,500
77	252,400
78	253,300
79	254,100
80	254,900
81	255,600
82	256,700
83	257,900
84	259,000
85	260,200
86	261,400
87	262,500
88	263,600
89	264,700
90	265,800
91	266,900
92	267,900
93	268,900
94	269,900
95	270,900
96	271,800

97	272,700
98	273,600
99	274,500
100	275,400
101	276,300
102	277,200
103	278,100
104	279,000
105	280,000
106	281,000
107	281,900
108	282,800
109	283,300
110	284,000
111	284,700
112	285,600
113	286,600
114	287,400
115	288,200
116	289,000
117	289,700
118	290,200
119	290,600
120	291,000
121	291,200
122	291,500
123	291,700
124	292,000
125	292,200
126	292,400
127	292,700
128	292,900
129	293,200

130	293,500
131	293,800
132	294,100
133	294,400
134	294,800
135	295,100
136	295,500
137	295,700
138	295,900
139	296,200
140	296,600
141	296,800
142	297,100
143	297,500
144	297,900
145	298,100
146	298,400
147	298,800
148	299,100
149	299,300
150	299,600
151	300,000
152	300,300
153	300,500
154	300,900
155	301,300
156	301,600
157	301,800
158	302,000
159	302,300
160	302,700
161	302,900
162	303,100

163	303,400
164	303,700
165	304,100
166	304,300
167	304,600
168	304,900
169	305,200

議案第 69 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（平成4年貝塚市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例第6条の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例第6条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第6条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 70 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年貝塚市条例第335号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第4条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 71 号

損害賠償の額を決定する件

令和5年6月29日に締結した小瀬処理分区污水管布設工事第26工区の工事請負契約に関し、既設埋設管が支障となり施工が不可能となったため、同契約を解除した事案について、損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 損害賠償の額 2,170,182円
- 2 損害賠償の相手

議案第 72 号

損害賠償の額を決定する件

令和5年8月4日、岸和田市上野町西の交差点付近において、本市職員が運転する公用車が赤信号のため停車していたところ、前方に停車中の軽自動車が動き始めたと誤認して発進したことにより、当該軽自動車の後部に追突し、その一部を破損させ、及び乗車中の者を負傷させた事故について、損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 軽自動車の所有者に係る物件損害
 - (1) 損害賠償の額 562,000円
 - (2) 損害賠償の相手
- 2 運転者に係る人身損害
 - (1) 損害賠償の額 73,967円
 - (2) 損害賠償の相手
- 3 同乗者に係る人身損害
 - (1) 損害賠償の額 73,070円
 - (2) 損害賠償の相手

議案第 73 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 5 0, 3 7 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 3 6 8, 1 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		6,092,396	21,874	6,114,270
	1. 地方交付税	6,092,396	21,874	6,114,270
14. 国庫支出金		8,035,133	1,028,502	9,063,635
	2. 国庫補助金	1,752,104	1,028,502	2,780,606
歳入合計		38,317,794	1,050,376	39,368,170

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		17,634,719	863,239	18,497,958
	1. 社会福祉費	7,483,497	863,239	8,346,736
7. 商工費		479,325	187,137	666,462
	1. 商工費	479,325	187,137	666,462
歳 出	合 計	38,317,794	1,050,376	39,368,170

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金事業（追加支給分）	443,239
7. 商工費	1. 商工費	地域活性化ビジネス創出事業	134,500

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
都市再生整備計画策定支援業務（費用便益分析業務）	令和5年度～令和6年度	3,377千円

議案第 74 号

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	2,471,158 千円	0 千円	2,471,158 千円
第 2 項 営業外費用	246,306 千円	△2,171 千円	244,135 千円
第 3 項 特別損失	1,000 千円	2,171 千円	3,171 千円

令和 5 年 12 月 13 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 75 号

貝塚市監査委員の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所 大阪府貝塚市海塚 [REDACTED]
氏 名 長 友 滋 尊
生年月日 [REDACTED]